

令和 5 年度決算に基づく玉川村の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

令和 6 年 9 月 1 7 日公表

玉川村長 須 金 泰 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

1 玉川村の健全化判断比率

健全化判断比率	令和 5 年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	－%	15. 0%	
連結実質赤字比率	－%	20. 0%	
実質公債費比率	11. 5%	25. 0%	
将来負担比率	82. 5%	350. 0%	

注：－%は、赤字がないため算出されません。

2 玉川村の資金不足比率（公営企業会計）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
上水道事業会計	－%	20. 0%	
農業集落排水事業会計	－%	20. 0%	
宅地造成事業会計	－%	20. 0%	

注：－%は、資金不足額がないため算出されません。